

＼子どもと家庭の問題に専門職員が適切な援助を行う／

# 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法等に基づく子どもと子どもを養育する人等のための専門相談機関です。

妊娠期から子どもの自立まで、子どもに関する問題等を気軽に相談することができます。

## ▶ 相談の種類

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、さまざまな子どもと家庭の問題に対応します。



### 養護相談

#### 養育困難

保護者の病気、死亡、離婚等の事情により、子どもの養育が困難になったときの相談、迷子の相談

#### 児童虐待の相談と対応

- **身体的虐待** … 子どもをたたく、激しく揺さぶるなど
- **ネグレクト(育児放棄)** … 適切な衣食住の世話をしないなど
- **心理的虐待** … 子どもへの脅しや心を傷つける言動、親による家族への暴力の目撃など
- **性的虐待** … 子どもへのわいせつな行為など

### 障害相談

言語発達、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障害に関する相談  
知的障害児に関する相談、療育手帳(愛の手帳)に関する相談

### 育成相談

乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安等の相談

不登校、いじめの相談

子どもの性格行動に関する相談(友達と遊べない、内気、子どもの落ち着きがない、家庭内暴力等)

### 非行相談

#### ぐるみ相談

18歳未満で、問題行動(家出や親のお金の持ち出しなど)のある子どもに関する相談

#### 触法相談

14歳未満で法に触れる行為(盗みなど)を行った子どもの相談

### 保健相談

乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等の健康管理に関する相談



### 里親の相談

里親になりたい、里親に子どもを預けたい等

養育里親(養育家庭)に関する相談

特別養子縁組に関する相談

### その他の相談



## ▶ 児童相談所の相談から支援の流れ

